

令和 7 年 5 月 14 日(水)午後 6 時 30 分

大阪広域環境施設組合 あべのルシアス 11 階 会議室 B

環境施設組合事務局長以下、大阪市従業員労働組合執行委員長以下との交渉議事録

(大阪市従業員労働組合)

本日は、2025年度の夏季手当、ならびに2025自治労現業統一闘争に関する要求について、市従として申し入れを行う。

まずは、2025 年度の夏季手当要求について申し入れを行う。

【夏季手当要求書手交】

市従は 5 月 7 日、大阪市に対し2025年度夏季手当要求の申し入れを行い、数点にわたる指摘と要請を行ってきた。

大阪市では、去年の賃金改定において、月例給については、公民格差11,631円、2.92%を解消するため給料表の引き上げ改定が行われ、一時金についても0.10月分引き上げ年間の支給月数を4.60月分とする内容で決着した。去年の改定については、人事委員会の勧告内容に基づいたものであるものの、会計年度任用職員についても、正規職員と同様に 4 月に遡って改定が実施されたことも含めて、この間の交渉経過を踏まえたものであるとの指摘を行ってきたところである。さらに、組合員の昇給・昇格条件の改善を図ることはもとより「働きがい・やりがい」を持てるよう、総合的な人事給与制度を早急に確立するよう強く求め、以降は、市労連の統一交渉として取り扱うことを確認してきた。

この間、環境施設組合に働く市従組合員においても、給与制度改革などの影響から、給与水準は大幅に引き下げられ、多くの組合員が各級の最高号給付近に滞留するなど、モチベーションの向上には繋がらない状況となっている。

また、給与水準の低下のみならず、長期に及ぶ、新規採用の凍結などにより組合員の高齢化に加え、限られた人財で業務を遂行するなど、非常に厳しい賃金労働条件のもとにおかれている。そうした状況にあっても、組合員は、現場の最前線で日夜、創意工夫を重ねつつ業務に励んできたところである。さらに、市民が安全で安心して生活を送ることの出来る暮らしと環境を確保するため、安定した廃棄物処理体制を構築することはもとより、環境施設組合に働く職員としての誇りと責任を持って日々の業務を遂行し、質の高い公共サービスの提供に努めている。

環境施設組合として、これまで組合員が果たしてきた日々の努力と実績をしっかりと受け止め、技能労務職給料表 1 級から 2 級への昇格条件の改善に加え、55歳昇給停

止を見直すよう求めておく。さらに、市従組合員が「働きがい・やりがい」をもてるよう、2級班員制度に関する課題の改善を行うなど、総合的な人事・給与制度の構築に向け、環境施設組合として独自性と主体性を発揮し、誠意ある対応を行うよう強く要請しておく。

また、定年年齢の引き上げに伴い、60歳以降の給料水準については、職務・職責に変わりはないものの7割水準に引き下げられることから、60歳を超える組合員のモチベーションの維持・向上にも多大な影響を与えている。そうした事を踏まえ、高齢層職員の給与水準について早急に改善を行うよう求めておく。

そのうえで、ただ今申し入れた「2025年度夏季手当要求」については、労働協約に基づき労使合意を基本に誠意をもって交渉するよう求めておく。

（環境施設組合）

ただ今、令和7年度夏季手当について申入れを受けたところである。

当環境施設組合としては、職員の給与制度をはじめとした勤務労働条件は、勤務意欲に関わる重要な課題であると認識している。

職員の勤務労働条件については、設立当初から大阪市と同水準を確保することとしているところであるので、大阪市の動向を見据えながら、誠意を持って交渉してまいりたい。

本日、申し入れのあった令和7年度夏季手当については、真摯に交渉・協議を尽くしてまいりたいので、後日あらためて回答させていただく。

（大阪市従業員労働組合）

ただ今、事務局長より、市従の夏季一時金要求の申し入れに対して、真摯に交渉・協議を尽くし、改めて回答するとの認識が示された。

これまでの交渉でも、繰り返し申し上げてきたが、組合員にとって夏季手当は、日々の生活に直結する重要な課題であり、長引く物価の高騰などによる日常生活への影響に加え、厳しい勤務環境など将来への不安を抱える組合員にとって、夏季一時金に対する期待感は大きく切実なものである。

先ほども指摘したが、この間、号給の増設が行われたとはいえ、依然として、多くの組合員が各級の最高号給付近に滞留し、昇給や昇格が出来ない状況となっており、厳しい生活実態は一向に改善されないままである。先ほど申し上げたが、組合員は、環境施設組合の職員としての誇りと責任を持って、日夜、業務に励んでおり、質の高い公共サービスの提供に努めている。環境施設組合は、厳しい中であっても、より質の高い公共サービスを日夜提供する組合員を評価することはもとより、これまで培ってきた努力を真摯に受け止めるよう求めておく。

最後に、市従が大阪市に対して申し入れを行った、夏季一時金に関する取り扱いについて、市労連は、本日、5月14日に申し入れを行ってきたところであり、以降

の取り扱いについては、市労連の統一交渉として交渉・協議が進められることとなる。

今後、環境施設組合においても、市従が申し入れた夏季手当要求内容について、交渉・協議を進めていくこととなるが、組合員の厳しい生活実態や、これまで果たしてきた努力や実績を踏まえ、独自性と主体性を発揮したうえで誠意をもって交渉・協議を行うよう改めて要請して夏季一時金の申し入れを終えることとする。

（大阪市従業員労働組合）

それでは次に、「2025自治労現業統一闘争に関する要求」について申し入れを行う。

【自治労現業統一闘争に関する要求書手交】

自治労は、2018年の現業・公企統一闘争以降、人員確保闘争を最重要課題と位置づけ、第1次、第2次の取り組みゾーンとヤマ場を設定し、春の段階から年間を通じた取り組みを進めることで闘いの強化を図ることとしてきた。

2025現業・公企統一闘争においては、これまでの人員削減により失われた現場力を取り戻し、直営による地域実情に応じた質の高い公共サービスを確立するための体制整備を目的に「自治体現場力による質の高い公共サービスの確立」を基本的な目標として、人員確保や賃金・労働条件の改善など、個別具体の取り組み指標を設定し、全国で産別統一闘争として、通年的な闘争体制の強化を図ることとしている。

また、自治労としては、政府が持続可能な資源循環型社会の実現にむけた取り組みを推進しているものの、国内では、気候変動が起因とされる災害が毎年のように発生しており、これまで以上の防災・減災対策や万全な災害廃棄物処理体制の構築が求められるとしている。さらに、天然資源の消費抑制など、環境負荷を低減させる取り組みの強化も重要としており、今日の廃棄物行政においては、単に、ごみを即日適正に処理するだけでなく、全世界規模での環境保全を視野に入れた、真の廃棄物行政の構築が求められるとしている。

市従としても、こうした自治労の基本目標に基づき、本日、個別具体の15項目の要求を申し入れたところである。その上で、環境施設組合の現時点での考え方を求め、幾つかの点について環境施設組合の認識を質しておく。

まず「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（以下、改正法）」の制定により「国、都道府県、市町村及び民間事業者は、災害時に生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、迅速かつ円滑に

これを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化すること」となっている。

環境施設組合においては「改正法」に基づき、廃棄物の適正処理や安定した焼却処理体制の確立、今後想定される南海トラフ巨大地震を含め様々な自然災害から、市民の生命と財産を守り、発災時には安全で安心な暮らしを1日も早く取り戻すことが、最大の責務であると認識している。あらためて、直営体制を基本に必要な要員を確保した上で、研修体制の充実、質の高い公共サービスの提供を行うことはもとより、災害への対策と、市民の暮らしを守ることが出来得る現業管理体制を構築するよう強く求めておく。

また、環境施設組合においては、2017年3月に大規模災害発生時対応マニュアルを作成してから、大阪北部地震等の経験やこの間、行われてきた防災訓練の結果を踏まえ、マニュアルの改定や策定した内容に沿った防災訓練が行われていると聞き及んでいる。

市従としては、現場の意見を十分に反映するとともに、災害発生時に最大限の機能が発揮でき得る体制を構築することが重要であると認識している。また、想定を上回る災害が頻発していることから、災害の発生に備え、都度、マニュアルの検証を行うべきと認識している。この間の検証状況について、環境施設組合としての認識を示されたい。

次に、業務実態に基づく適正な要員配置についてである。これまでも都度の交渉において指摘してきたところではあるが、長期に及んだ新規採用凍結により、各職場では高齢化も進み、歪な年齢構成の影響もあり組合員が現場労働で築き上げてきた、技術等の継承が難しくなるなど、その時代に沿った「質の高い公共サービス」の提供に大きな影響を及ぼす状況となっていると認識している。先ほども指摘したが、平時の安定稼働や自然災害を含む緊急時に早急な対応が行える現業管理体制の構築が、市民が安全で安心した生活を送る上で必要不可欠である。また、今後もより質の高い公共サービスを提供していくためには、組合員が培ってきた、技術・技能、知識や経験を、これまで以上に活かすべきであり、将来にわたって市民が安心して安全に生活が送れるよう、引き続き、継続した採用を行うよう強く求めておく。

その上で、組合員の勤務・労働条件に関わる課題については、労使合意を前提に、交渉事項として誠意を持って対応し、労使間での十分な交渉・協議を尽くすよう求めておく。

先の、夏季手当要求申し入れでも指摘したところではあるが、昨年は、月例給及び一時金については、引き上げ改定が行われたものの、2012年の給与制度改革などによ

り、給与水準が大きく引き下げられていることから、市従組合員の生活実態は、依然として極めて厳しい状況にあり、モチベーションの低下を招いている。

そうしたことから、この間、市従として昇格条件の改善に向けた交渉を重ねてきたところである。現在、実施されている2級班員制度については、最高号給付近に滞留している組合員数を鑑みると、決して満足のいくものではなく、組合員のモチベーション向上につながる制度となるよう受験資格の緩和を行うとともに、設置数を増やすなど制度の改善が必要と認識するところである。

環境施設組合として、市従組合員が「働きがい・やりがい」を持てる給与体系に改めることはもとより、技能労務職給料表1級から2級への昇格条件の改善を行うなど、総合的な人事・給与制度を早急に構築すべきである。また、技能労務職給料表3級においては、部門管理主任と技能統括主任が混在している状況にあることから、技能職員が果たしている職務・職責に応じた給与制度に改めるべきと認識するところであり、これら給与制度に対する環境施設組合の認識を質しておく。

次に、高齢層職員の雇用制度についてであるが、年金支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の接続を図ることは重要な課題である。組合員が定年退職後、年金支給開始までの間、生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう、定年前再任用短時間も含め再就職を希望する全職員の雇用確保と処遇の改善を行うよう求めている。

さらに、定年年齢の引き上げについては、国や大阪府とは業務実態内容が異なる、環境施設組合に働く技能職員の業務実態を十分に把握したうえで、65歳まで誰もが安心して働き続けられる職場環境の整備と、多様で柔軟な働き方が可能となる雇用制度の確立等、定年引き上げに伴う各種制度の充実・改善を図るよう求めている。その上で、これらの課題について、現時点での環境施設組合としての考えを示されたい。

次に、労働安全衛生体制の充実・強化である。市民の視点に立った「質の高い公共サービス」を提供していくためにも、安全、健康保持・増進と快適な職場環境の確立に向け、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図ることは、事業主としての極めて重要な責務であり、環境施設組合として、感染症への対策を含め、労働安全衛生上に必要な物資や被服制度については、備蓄体制等の基盤整備のさらなる強化を図るよう求めている。

環境施設組合で勤務する市従組合員の多くが、焼却施設内での業務に従事しており、日常的にも労働環境は厳しい状況となっている。特に、地球温暖化の影響により平均気温は上昇傾向にあり、各地では記録的な熱波に見舞われていることから、屋内外を問わず労働災害や健康に対するリスクが高まっている。また、こうしたことは夏季だ

けではなく、春先から効果的な熱中症予防対策が求められており、環境施設組合においても熱中症対策について、創意工夫を凝らした取り組みが進められていると考えるが、より現場の実態に即した熱中症予防の対策が重要であると認識している。とりわけ、本年6月1日から、労働安全衛生規則の改正により、熱中症対策が義務化されることから、これらの課題について、考え方を明らかにされたい。

さらに、心の健康づくり対策についても、より一層の充実・強化が必要であると考えているところであり、使用者の責務において一層、取り組みを強化するよう求めておく。

また、組合員が安全で安心して働くことのできる職場環境を整備することは、極めて重要な課題であり、焼却工場においては、加齢に伴う身体能力の低下により、業務に支障をきたす恐れのある業務内容も存在すると認識している。多様で柔軟な働き方とともに必要な対策が講じられるべきと認識するところであり、環境施設組合としての考え方を明らかにされたい。

（環境施設組合）

ただ今、委員長から、「技能職員の勤務労働条件について」の交渉申入れとして、現業統一闘争に関する要求書を受けたところであるが、現時点の考えを示す。

環境施設組合の業務は、市民生活と密接に関係する業務で、市民の快適な生活環境を確保するためにも、安全かつ安定したごみの処理・処分体制を構築することは必須であり、日々、業務に従事していただいている職員の方々の不断の努力によって支えられていると認識している。

まず、災害対策については、平成29年3月に大規模災害（震災）発生時対応マニュアルを策定し、以降、平成30年6月に発生した大阪府北部地震等での経験や防災訓練の結果を踏まえたマニュアルの改定を適宜、実施している。

さらには、例年9月には、策定したマニュアルを活用した防災訓練を実施しているところであり、引き続き、災害発生に備えて災害対策の充実強化を図っていく。

また、各工場の立地条件等による初動対応等など、各職場に応じた対応が適切に講じられるよう、引き続き取り組みを進める。

適正な要員配置については、当環境施設組合としても、必要な人財の確保と技能職員の年齢構成の適正化を図るため、令和4年度から計画的に職員採用を実施しているところであり、大阪市をはじめ各構成市と連携を図りながら持続可能で安定した焼却・処分体制の構築を主体的に検討し、市民サービスの低下をきたすこのないよう努めるとともに、職員の勤務労働条件を変更する必要がある場合には、引き続き、誠意

をもって交渉を行いたいと考えている。

次に、技能労務職給料表 1 級から 2 級への昇格条件についてであるが、技能労務職給料表 2 級については、業務主任への任用又は 2 級班員への昇格を伴うものであり、その選考にあたっては、「技能職員主任選考基準」に基づき、能力・実績を勘案した上で、適材適所の観点などから任用を行っているところである。

当環境施設組合としても、職員の職務意欲の維持・向上を図ることは必要と考えており、昇格制度等については、今後も大阪市の動向を見据え、引き続き協議していきたいと考えている。

高齢期の雇用制度については、職員が無年金期間の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備することは必要であることから、定年前再任用短時間勤務や高齢者部分休業などの制度を導入により、高齢期の働き方について選択肢の幅を広げているところであるが、引き続き、安全衛生や健康に配慮しながら安心して働き続けるための職場づくりについて、協議していきたいと考えている。

次に、労働安全衛生については、法令順守の観点や公務災害を未然に防止するという観点に加え、感染症予防の観点や職員の高齢化への安全管理対策の観点からも、職員の安全衛生対策を適切に講じることは、円滑な事業運営にも寄与するものであることから、今後も継続して取り組みを進める。

また、今般の異常気象や本年 6 月 1 日からの労働安全衛生規則の改正に伴う熱中症予防対策については、職場における適切な作業管理や各職員の健康状態の管理、さらには、労働衛生教育の充実による熱中症予防対策が重要となることから、引き続き、職場安全衛生委員会等での意見を踏まえながら、取り組みを進めたいと考えている。

さらに、こころの健康対策についても、皆様方と協議・検討していききたい。

最後に、市民の快適な生活環境を確保するため、労働組合の皆さんや職員の皆さんにおかれては、当組合運営にご理解とご協力をいただくとともに、日々、業務の遂行にご尽力いただいていることに、感謝を申し上げます。

本日お受けした要求書の内容については、勤務労働条件に関わる交渉事項について確認を行い、それらについて、今後、事務折衝等を行い、改めて回答したいと考えており、職員の勤務労働条件の変更については、交渉事項として誠意をもって対応させていただくのでよろしくお願いいたします。

（大阪市従業員労働組合）

ただ今、事務局長より、市従の指摘に対する考え方が示された。

市従組合員は、賃金をはじめ、取り巻く勤務環境が厳しい中であっても、市民の快適な生活環境を守るため、日夜、現場の最前線で創意工夫を重ね、環境施設組合の職員としての誇りと責任をもって円滑な事業運営に努めている。

環境施設組合は、こうした市従組合員の懸命な努力をしっかりと受け止め、独自性と主体性を発揮した上で、職務・職責に応じた給与制度となるよう改善を行うとともに、勤務労働条件の改善に努めるべきである。また、高齢層職員の雇用については、環境施設組合の業務実態を十二分に踏まえ、誰もが65歳まで多様で柔軟な働き方が可能な安全で安心して働ける職場環境の整備を求めておく。その上で、事業運営を進めるにあたっては環境施設組合として、より安定した操業体制を維持しつつ、環境保全・資源循環型社会に向けた取り組みを推進するとともに、あらゆる感染症への対応を踏まえた対策を講じるなど、より一層の廃棄物行政にかかる公的役割と責任を果たすよう求めておく。さらに、「より質の高い公共サービス」を提供し続けるためにも「直営体制」を基本とした、持続可能で安定した焼却・処理体制に努めるよう求めておく。

次に、大規模自然災害への対応について、発災時における初動対応等など、各職場に応じた対応が適切に講じられるよう、引き続き災害発生に備えた対策の充実強化を図るとの考えが示された。

この間、国内においては、気候変動が起因とされる風水害や、昨年1月に発生した「能登半島地震」など、想定を遥かに超える大規模自然災害が頻発している。とりわけ「能登半島地震」での被災地においては、廃棄物処理体制の脆弱性が顕著に現れたところである。そうしたことから、一般廃棄物はもちろんのこと、災害廃棄物の受け入れと迅速に処理できる体制を構築していくことが喫緊の課題であると認識している。今後、起こりうる南海トラフ巨大地震を想定すれば、災害発生後に排出される災害廃棄物などを受け入れる仮置き場をはじめ、速やかな処理を可能にするためにも、新たな破砕処理施設の確保が重要であると考え。環境施設組合が主体的に、災害からの復旧に向けた体制を構築していくことが、市民の快適な生活と、市民の暮らしを守ることに繋がるものと認識するところであり、破砕施設を含め、安定した処理体制を整えるよう要請しておく。

環境施設組合として、現場で働く組合員が安全で安心して働ける職場環境の整備と、安定した操業体制を確保する為にも、継続した採用を行うとともに、さらなる人財の確保に努めるよう求めておく。また「直営体制」を基本とした業務執行体制の充実・強化を図り、市従組合員が「働きがいとやりがい」をもって業務に精励できる勤務労働条件の改善に向け、環境施設組合の誠意ある対応を強く求めておく。

そのうえで、本日、申し入れた「2025自治労現業統一闘争に関する要求」については、環境施設組合として、独自性と自立性を発揮し、労働協約に基づき労使合意を基本に十分な交渉を行うよう要請しておく。

最後に、本日の交渉以降、職場実態に応じた勤務労働条件については、関係する「大

阪市職従環境事業局支部協議会」と誠意をもって、十分な交渉・協議を行うことを強く求めて交渉を終えることとする。

以 上